

## 福井マスタース陸上競技連盟 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井マスタース陸上競技連盟（以下「本連盟」という）規約  
第20条 に基づき、本連盟に関わる表彰を行うため必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 本連盟は、次条各項のいずれかに該当すると認められた本連盟の会員を推薦及び表彰する。但し感謝状は本連盟の会員の限りではない。

(表彰の種別及び内容)

第3条 推薦及び表彰の種別及び内容は次のとおりとする。

(1) 福井陸上競技協会優秀選手表彰推薦

ア アジアマスタース陸上競技選手権大会以上の国際大会、日本マスタース陸上競技選手権大会またはそれに相当する大会での1位～3位入賞者。  
ただし、記録も考慮する。

(2) 記録賞

ア 世界記録を樹立した者  
イ 日本記録を樹立した者

(3) 功労賞

ア 本連盟の普及振興に多大の業績を挙げ、その功績の顕著なる者

(4) 感謝状

ア 連盟の普及振興に、物心両面にわたり尽力のあった者

(受賞の回数)

第4条 受賞の回数は、功労賞、感謝状は1回を原則とする。

2 記録賞の表彰は、重賞することができる。

(表彰者の決定と表彰方法)

第5条 本連盟の表彰委員会（若干名）において、推薦者、表彰者を選考し決定する。

2 表彰委員は会長の委嘱による。

3 表彰は、原則的に本連盟の行事において行う。

付 則

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。